

埼玉県告示  
埼玉県教育委員会  
埼玉県選管  
埼玉県人事委員会  
埼玉県監査委員  
埼玉県労働委員会第一号  
埼玉県収用委員会  
埼玉県内水面漁場管理委員会  
埼玉県公営企業  
埼玉県流域下水道事業

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十五条に規定する公文書を検索するための資料について、次のとおり定め、令和三年四月一日から施行する。

令和三年三月三十日

埼玉県知事	大野元裕
埼玉県教育委員会教育長	高田直芳
埼玉県選挙管理委員会委員長	岡田昭文
埼玉県人事委員会委員長	武笠正男
埼玉県監査委員	山本光紀
同	小山彰
同	神尾高善
同	白土幸仁
埼玉県労働委員会会長	今井眞弓
埼玉県収用委員会会長	中村達也
埼玉県内水面漁場管理委員会会長	岡本信明
埼玉県公営企業管理者	高柳三郎
埼玉県下水道事業管理者	今成貞昭

一 公文書を検索するための資料

イ 公文書の書誌情報

ロ ファイル基準表

二 前号に掲げる資料を一般の利用に供する方法は、次に掲げる資料の区分に応じ、それぞれに定める方法とする。

イ 前号イに掲げる資料 総務部文書課に備え置く電子計算機又は公文書の検索

をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に公文書検索・閲覧システム  
を使用して表示する方法

ロ 前号ロに掲げる資料 総務部文書課に備え置く電子計算機又は公文書の検索  
をしようとする者の使用する電子計算機の映像面に表示する方法